

議案第 4 2 号

令和 2 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 2 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,885,682 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		494,900 ^{千円}
	1 使用料	494,897
	2 手数料	3
2 県支出金		560
	1 委託金	560
3 財産収入		1,120,552
	1 財産運用収入	1,120,551
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		3,077,331
	1 基金繰入金	3,077,331
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		296,338
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,683
	3 雑入	266,654
7 市債		896,000
	1 市債	896,000
歳入合計		5,885,682

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 4,997,144
	1 運 営 費	367,076
	2 整 備 費	4,630,068
2 諸 支 出 金		710,535
	1 積 立 金	86,132
	2 繰 出 金	624,403
3 公 債 費		177,003
	1 公 債 費	177,003
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		5,885,682

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費	令 和 3 年 度	千円 323,471

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東扇島コンテナ 機能施設整備事業	千円 896,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。